令和９年度小林市市民活動支援センター運営業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

１．目的

小林市では、まちづくりの担い手として期待される各種まちづくり団体、ボランティア団体、ＮＰＯ法人等(以下「市民活動団体」という。)の支援等を図り、協働のまちづくりを推進するため、平成23年に小林市市民活動支援センター(以下「支援センター」という。)を設置している。

市民活動団体等を育成し、多様な分野でのまちづくり活動を支援するとともに、市民活動団体間のネットワークを構築し、市民活動全体の活性化を図る拠点となる支援センターの運営業務を委託する。

２．内容

「令和９年度小林市市民活動支援センター運営業務委託仕様書」のとおり

３．履行期間

委託業務は、令和９年４月１日から令和10年３月31日までとする。

なお、翌年度以降については、業務の履行状況、事業継続の必要性、予算の成立状況等を総合的に勘案し、関係法令及び本市の契約関係規程に基づく手続を経た上で、同一の受託者と改めて単年度の契約を締結することがある。

この場合の契約期間は、各年度の４月１日から翌年３月31日までとし、最長で令和12年３月31日までとする。

４．予定金額

令和９年４月１日から令和10年３月31日までの間で５，０００，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

なお、提案上限額は、令和９年３月市議会定例会の議決をもって確定するものとし、予算が成立しなかった場合は無効とする。

※提案内容にかかわらず、この上限額を超える提案は受け付けない。

５．選定方法

この業務委託契約における受注候補者の選定方法は、豊富な経験や専門知識、独自性を有する提案者の提案を審査し、支援センターの目的達成に最も適切な受注候補者を選定するために、公募型プロポーザル方式を採用するものとする。

６．全体スケジュール（予定）

実施内容	実施日
実施手続の開始・公表	令和８年11月27日（金）

参加表明書の提出期限	令和８年 12 月 11 日（金）
説明会	令和８年 12 月 14 日（月）
質問書の受付期限	令和８年 12 月 16 日（水）
参加資格確認結果通知書及び提案書提出要請書の送付	令和８年 12 月 21 日（月）
提案書の提出期限	令和９年１月 12 日（火）
プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施	令和９年１月 25 日（月）
審査結果の通知・公表	令和９年２月８日（月）
契約締結	令和９年４月１日（木）

７．参加資格

本業務のプロポーザルに参加する提案者は、以下のすべての要件を満たしているものであること。

（１）小林市市民活動支援センター設置要綱（平成 23 年告示第 180 号）に規定する市民活動団体であること。

（２）市内に事務所及び主たる活動拠点を有すること。

（３）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しないこと。

（４）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（５）この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日において、小林市の指名停止措置若しくは入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

（６）小林市暴力団排除条例（平成 23 年小林市条例第 25 号）第２条第１号の暴力団及び同条第３号の暴力団関係者に該当しない者並びに当該法人等に第２号の暴力団を含んでいない者であること。

（７）国税及び地方税（県税及び市町村税）を滞納しているものでないこと。

８．申込方法

（１）提出書類の配布方法

本実施要領に示す提出書類（以下、「提出書類」という。）は、小林市ホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス　https://www.city.kobayashi.lg.jp

（２）提出書類

①　参加表明書等　提出部数は全て１部

・参加表明書（様式第１号）

・応募者の概要を説明する書類（様式第２号）

・応募者の業務実績等を説明する書類（様式第３号）
・誓約書（様式第４号）
・定款、規約その他これらに類するもの
・国税及び地方税（県税及び市町村税）に関する納税証明書（過去１年分の未納が無いことの証明書）
・決算に関する書類（収支決算書、貸借対照表、財産目録又はこれらに相当する書類）

② 企画提案書等　提出部数は、正本１部、副本５部
・企画提案書（様式第７号）
・収支計画書（様式第８号）

③ 共通事項
・用紙は、Ａ４判で印刷することとする。図表等はＡ３判も可とするが、Ａ４判のサイズに折りそろえること。

（３）提出方法

提出期限内の土日祝日を除く８時 30 分から 17 時 00 分までの間に小林市役所本館３階地方創生課に持参すること。

※電子メールやＦＡＸ、郵送は受け付けない。

（４）辞退について

辞退する場合は、参加辞退届（様式第６号）を、事前に事務局に電話連絡の上、持参または郵送すること。

（５）質問について

① 質問については、質問書（様式第５号）の提出を電子メールにより行うこととし、口頭及びＦＡＸによる質問は受け付けない。

電子メール送信後は、事務局に確認の電話連絡をすること。

なお、質問は提出書類の記載方法、仕様書の内容に関するものに限り受け付けるものとする。

② 質問に対する回答は、参加資格を有することを認めた全提案者に電子メールにより送付するものとする（質問者の個人情報は公表しません。）。

９．説明会

次の日程で、運営委託業務に関する説明会を開催します。

日　時：令和８年 12 月 14 日（月）　14 時 00 分から 15 時 00 分まで

会　場：小林市市民活動支援センター

１０．審査方法

（１）選定委員会

小林市プロポーザル方式等の実施に関する要綱（平成 29 年小林市告示第６号）第６条第１項の規定に基づき、小林市市民活動支援センター運営業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会を設置する。

委員長は総合政策部長とし、委員は市職員及び学識経験者等の専門知識を有する者で組織する。

（２）プレゼンテーション審査

①　実施日時は、６．全体スケジュールのとおりとする

※詳細な時間や場所については、別途通知する。

②　プレゼンテーションの時間は１提案者につき 15 分以内（準備時間を除く。）とし、その後、ヒアリングを 15 分行う。

③　出席者は、１提案者につき３人までとし、本業務の総括責任者となる予定の者は原則出席すること。

④　留意事項

・プレゼンテーション・ヒアリング審査は個別に行い非公開とする。

・プレゼンテーションは、提出された企画提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。

・説明に当たっては、パソコン及びプロジェクターの使用を認める。

・プロジェクター、スクリーン及びマイクは事務局が用意する。

（３）評価項目及び評価基準

①　運営方針と協働の推進（20 点）

・市の設置趣旨を理解し、適切な運営方針が示されているか。

・中立・公平な運営と、市や市民活動団体等との連携方針があるか。

②　利用促進と情報発信（20 点）

・多様な市民が利用しやすい環境づくりや、新規利用者の開拓に向けた工夫があるか。

・助成金等の情報を幅広く収集し、ＨＰ・ＳＮＳ等を活用して効果的に発信できるか。

③　専門性と相談体制（20 点）

・市民活動に対する理解を有し、団体設立・運営・会計等の専門的な相談に対応できるか。

・事業を円滑かつ安全に遂行するために妥当な人員配置がなされているか。

④　事業の企画・遂行力（20 点）

・市民や団体のニーズに沿った魅力的な講座が企画され、その実現可能性・効果が高いか。

・団体間の交流や連携を広げる具体的な施策が提案されているか。

⑤　組織実績と価格の妥当性（20 点）

・関連事業等の過去の運営実績があり、安定かつ着実な管理運営が期待できるか。

・人件費や事業費等の積算根拠が明確であり、事業内容に対して費用の効率性・妥当性があるか。

（４）選定方法

① 受注候補者は、選定委員会の評価に基づき決定する。
② 選定は、評価基準に基づき企画提案書、プレゼンテーション・ヒアリング審査により行う。
③ 選定の結果、評価点が最も高い者（以下「最高得点者」という。）を受注候補者とし、契約締結の協議等を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点が高いものから順に交渉を行う。
④ 選定の結果、最高得点者が同点で２者以上ある場合、本実施要領「評価項目及び評価基準」の③専門性と相談体制の評価点が高いものから順に交渉を行う。
⑤ 選定の結果、最高得点者が同点で２者以上あり、評価点が同点の場合、収支計画書（様式第８号）に記載の委託料が最も低い者から順に交渉する。
⑥ 選定結果は、提案者全員に通知する。
⑦ 提案者が１者になった場合でも評価を行い、各選定委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば選定する。
なお、最低水準点の考え方については、評価点が各評価項目の配点の合計の５割以上あるかどうかにより判断する。
⑧ 選定結果通知後、下記項目について小林市ホームページにおいて公表する。
・受注候補者の名称、総合点及び選定理由
・参加団体数

１１．失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

（１）提出書類に虚偽の記載があった場合
（２）見積価格が予定金額を超えた場合
（３）本実施要領に違反した場合
（４）公平を欠いた行為があったと市長が認めた場合
（５）提出書類に不備、錯誤があり、市長が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
（６）正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリング審査に応じなかった場合
（７）公表日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

１２．留意事項

（１）本業務のプロポーザルに係る一切の費用は提案者の負担とする。
（２）提出書類の差し替え、修正、追加は認めない。ただし、選定委員会から要請のあったものについてはこの限りではない。
（３）提出書類は返却しない。
（４）提出書類は、必要な範囲において複製を作成することがある。
（５）提出書類の内容は、小林市情報公開条例（平成 18 年条例第 10 号）に基

づき、非公開情報を除き公開することがある。

（６）本業務のプロポーザルの受注候補者の選定を目的に実施するものであり、契約内容は、詳細について協議の上、決定されるものとする。

（７）本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。

（８）提出書類において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとする。

１３．事務局

本業務のプロポーザルに係る事務局は、以下のとおりとする。

〒886-8501　宮崎県小林市細野 300 番地

小林市役所総合政策部地方創生課　担当：谷村・大竹

電話番号 0984-23-1148

メール　k_kyoudou@city.kobayashi.lg.jp